

市内医療機関の皆様へ

横浜市保健所長 古賀 伸子

新型コロナウイルスに関連した  
肺炎患者の発生に係る注意喚起について（情報提供）

日ごろから、横浜市の感染症対策に御協力いただき厚くお礼申し上げます。

令和 2 年 1 月 9 日に「中華人民共和国湖北省武漢市における非定型肺炎の集団発生について」の情報提供したところです。

この度、日本国内で新型コロナウイルスに関連した肺炎患者の発生が確認されたことを受け、1 月 17 日に厚生労働省から改めて注意喚起の事務連絡がありました。

当該肺炎が発生した際は関係機関と対応を協議する必要があるため、患者を診察した際はただちに最寄りの福祉保健センターに御連絡いただきますよう、重ねてお願いいたします。

また、1 月 16 日に情報提供しました、添付資料 2 「中国湖北省武漢市で報告されている原因不明の肺炎に対する対応と院内感染対策について」は 1 月 17 日に改訂されていますのでお知らせいたします。

1 添付資料

- (1) 「新型コロナウイルスに関連した肺炎患者の発生に係る注意喚起について」  
（事務連絡 令和 2 年 1 月 17 日厚生労働省健康局）
- (2) 「中国湖北省武漢市で報告されている原因不明の肺炎に対する対応と院内感染対策について」  
（令和 2 年 1 月 17 日改訂版）
- (3) 「新型コロナウイルスに関連した肺炎患者の発生について」  
（プレスリリース 令和 2 年 1 月 16 日）

2 その他

- (1) 中華人民共和国湖北省武漢市における原因不明肺炎の発生について  
（厚生労働省ホームページ）  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html)
- (2) コロナウイルスとは（国立感染症研究所ホームページ）  
<https://www.niid.go.jp/niid/ja/diseases/ka/corona-virus.html>

担当：横浜市健康福祉局健康安全課  
健康危機管理担当（電話 671-2463）

事務連絡

令和2年1月17日

各  
都道府県  
保健所設置市  
特別区  
衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局結核感染症課

## 新型コロナウイルスに関連した肺炎患者の発生に係る注意喚起について

中華人民共和国湖北省武漢市における肺炎については、当該肺炎の患者の検体から新型コロナウイルスが同定されており、中国当局によって暫定的に当該肺炎の原因と判断されております。

今般、日本国内で新型コロナウイルスに関連した肺炎の患者の発生が確認されたことから、厚生労働省において、1月16日に別添1のとおりプレスリリースを行いました。また、疑い患者等への対応に当たっては、別添3「中国湖北省武漢市で報告されている新型コロナウイルス関連肺炎に対する対応と院内感染対策」について、画像検査などで肺炎と診断された場合には、疑似症サーベイランスにおける「重症」の定義に合致しない場合でも同サーベイランスの運用について保健所へ相談することとするなど情報の更新を行っておりますのでお知らせします。

つきましては、別添2「中華人民共和国湖北省武漢市における非定型肺炎の集団発生に係る注意喚起について」（令和2年1月6日付け事務連絡）を再度ご確認くださいとともに、疑い患者等への対応に当たっては、別添3及び別添4「疑似症サーベイランスの運用ガイドランス（第三版）」をご参照いただくよう御了知いただくとともに、管内医療機関への周知につきまして、改めて御協力をお願いします。

なお、当該肺炎におきましては、情報収集を継続中であり、新たな対応を行う場合には、別途お知らせします。

また、同様の事務連絡を公益社団法人日本医師会宛てに発出しておりますことを申し添えます。

別添1：新型コロナウイルスに関連した肺炎の患者の発生について（令和2年1月16日付けプレスリリース）

別添2：中華人民共和国湖北省武漢市における非定型肺炎の集団発生に係る注意喚起につ

いて（令和2年1月6日付け事務連絡）

別添3：中国湖北省武漢市で報告されている新型コロナウイルス関連肺炎に対する対応と  
院内感染対策

別添4：疑似症サーベイランスの運用ガイドンス（第三版）

### 中国湖北省武漢市で報告されている新型コロナウイルス関連肺炎に対する対応と院内感染対策

2020 年 1 月 10 日

2020 年 1 月 15 日

改訂 2020 年 1 月 17 日

国立感染症研究所 感染症疫学センター  
国立国際医療研究センター 国際感染症センター

#### 1. はじめに

中国は、湖北省武漢市から報告された原因不明の肺炎患者について、新型コロナウイルス(nCoV)に関連していると暫定的に診断したことを公表した(経緯や最新情報は厚生労働省「中華人民共和国湖北省武漢市における原因不明肺炎の発生について」([https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html) 参照)。

以下の内容については 1 月 16 日 10 時現在における情報を基に作成しており、今後、最新の情報を基に変更されることがある。

#### 2. 新型コロナウイルス関連肺炎の疑い例のスクリーニング

発熱または呼吸器症状を訴える患者に対して、以下の有無を聴取する。

(ア) 新型コロナウイルスの患者(確定例)、またはその疑いがある患者との接触

(イ) 武漢市への渡航歴

(ウ) 「武漢市への渡航歴があり、発熱かつ呼吸器症状を有する人」との接触

#### 3. 新型コロナウイルス関連肺炎の疑い例の定義

以下の I および II を満たす場合を「疑い例」とする。

I 発熱(37.5 度以上)かつ呼吸器症状を有している。

II 発症から 2 週間以内に、以下の(ア)、(イ)、(ウ)の曝露歴のいずれかを満たす。

(ア) 新型コロナウイルスの患者(確定例)、またはその疑いがある患者と必要な感染予防策なしで 2 メートル以内での接触歴がある。

(イ) 武漢市への渡航歴がある。

(ウ) 「武漢市への渡航歴があり、発熱かつ呼吸器症状を有する人」との接触歴がある。

#### 4. 新型コロナウイルス関連肺炎の疑い例に対する感染対策

急性呼吸器感染症患者の診察時には標準予防策、つまり呼吸器症状を呈する患者本人に

は必ずサージカルマスクを着用させ、医療従事者は、診察する際にサージカルマスクを含めた標準予防策を実施していることを前提とする。そのうえで、上記(ア)、(イ)、(ウ)のいずれかの曝露歴のある患者を診察する場合、

I 標準予防策に加え、接触、飛沫予防策を行う。

II 診察室および入院病床は個室が望ましい。

III 診察室および入院病床は十分換気する。

IV 患者の気道吸引、気管内挿管の処置などエアロゾル発生手技を実施する際には空気感染の可能性を考慮し N95 マスク、眼の防護具（ゴーグルまたはフェイスシールド）、長袖ガウン、手袋を装着する。

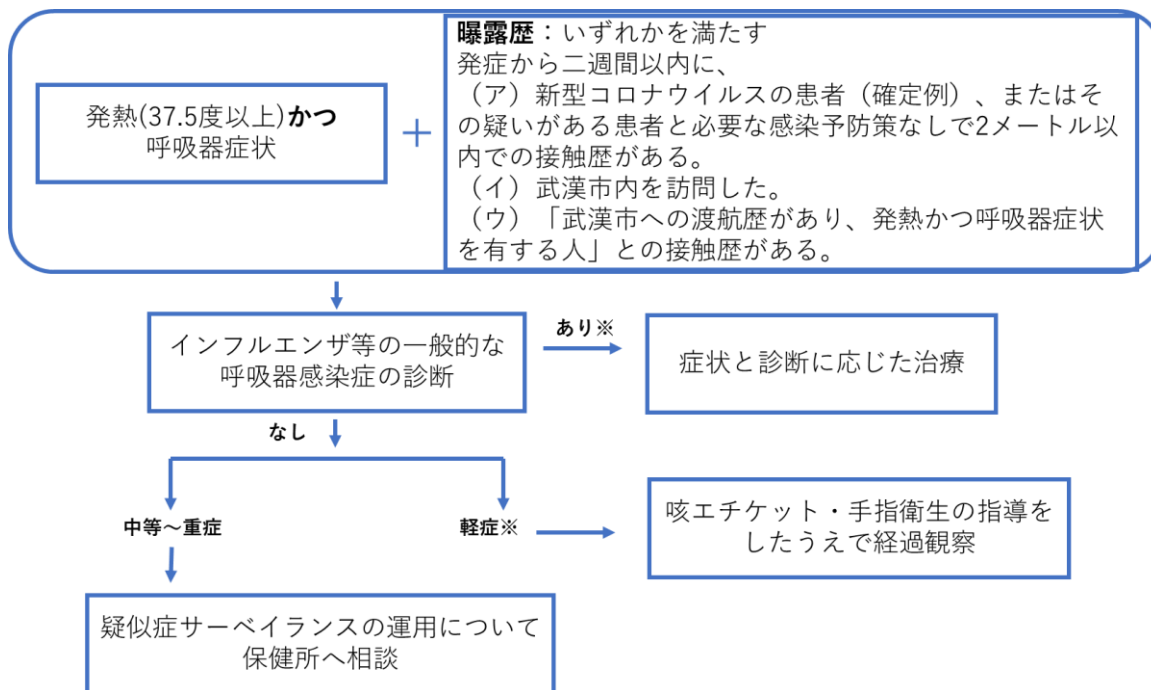
V 患者の移動は医学的に必要な目的に限定し、移動させる場合には患者にサージカルマスクを装着させる。

## 5. 検査や対応の流れ（図）

まずはインフルエンザ等の一般的な呼吸器感染症の病原体による感染症を考慮し、これらについて微生物学的な検査を行う。検査の結果原因微生物が特定された場合には、検出された微生物に必要な感染防止対策を行う。上述の疑い例の定義に該当し、これらの検索で病原体が陰性である場合、軽症の場合には咳エチケット・手指衛生の指導をしたうえで経過観察。重症であり疑似症サーベイランスの対象の定義を満たした場合には、当該医療機関を所管する保健所に報告する。

画像検査などで肺炎と診断された場合には、中等症以上と考えられることから、疑似症サーベイランスにおける「重症」の定義に合致しない場合でも同サーベイランスの運用について保健所へ相談する。

なお、疑似症サーベイランスの定義や運用については「疑似症サーベイランスの運用ガイドライン（第三版）」（<https://www.niid.go.jp/niid/images/epi/PDF/gijisyo-gildeline-200110.pdf>）を参照すること。



※2019-nCoVの検査を実施するかどうかについては必要に応じ保健所と相談

注) 肺炎と診断された場合には中等症以上と考えられることから、疑似症サーベイランスの運用について、保健所へ相談する。

参考：

1. 中華人民共和国湖北省武漢市における原因不明肺炎の発生について. 厚生労働省 健康局 結核感染症課.
2. 新型コロナウイルスに関連した肺炎の患者の発生について. 厚生労働省 健康局 結核感染症課.
3. 原因不明の肺炎－中国. 厚生労働省検疫所 FORTH.
4. 新型冠状ウイルス感染症の肺炎疫学知識問答. 武漢市卫生健康委員会. (<http://wjw.wuhan.gov.cn/front/web/showDetail/2020011509040>)
5. Coronavirus. World Health Organization. (<https://www.who.int/health-topics/coronavirus>)

## Press Release

報道関係者 各位

令和2年1月16日

【照会先】

厚生労働省健康局結核感染症課  
感染症情報管理室長

梅田 浩史(内 2389)

課長補佐 加藤 拓馬(内 2373)

主査 柳川 愛実(内 2932)

(代表番号) 03(5253)1111

(直通番号) 03(3595)2257

### 新型コロナウイルスに関連した肺炎の患者の発生について

1月14日、神奈川県内の医療機関から管轄の保健所に対して、中華人民共和国湖北省武漢市の滞在歴がある肺炎の患者が報告されました。この方については、1月6日にご本人が医療機関を受診した際に、武漢市の滞在歴の申告があり、その後、原因が明らかでない肺炎等の患者に係る、国立感染症研究所での検査制度（疑似症サーベイランス）に基づき報告されたものです。

当該患者の検体を国立感染症研究所（村山庁舎）で検査したところ、昨日（1月15日）20時45分頃に新型コロナウイルス陽性の結果が得られました。新型コロナウイルスに関連した肺炎の患者の発生が国内で確認されたのは初めてです。

本件について、積極的疫学調査を行うとともに、世界保健機関（WHO）等の関係機関と協力し、リスク評価を進めてまいります。

#### 概要

①年代： 30代

②性別： 男性

③居住都道府県： 神奈川県

④症状： 1月3日から発熱あり。

1月6日に中華人民共和国湖北省武漢市から帰国。同日、医療機関を受診。

1月10日から入院。

1月15日に症状が軽快し、退院。

⑤滞在国： 中華人民共和国（湖北省武漢市）

- ⑥滞在国での行動歴： 本人からの報告によれば、武漢市の海鮮市場（華南海鮮城）には立ち寄っていない。中国において、詳細不明の肺炎患者と濃厚接触の可能性がある。

◆国民の皆様へのメッセージ

- 新型コロナウイルス関連肺炎に関する WHO や国立感染症研究所のリスク評価によると、現時点では本疾患は、家族間などの限定的なヒトからヒトへの感染の可能性が否定できない事例が報告されているものの、持続的なヒトからヒトへの感染の明らかな証拠はありません。風邪やインフルエンザが多い時期であることを踏まえて、咳エチケットや手洗い等、通常の感染対策を行うことが重要です。
- 武漢市から帰国・入国される方におかれましては、咳や発熱等の症状がある場合には、マスクを着用するなどし、速やかに医療機関を受診していただきますよう、御協力をお願いします。なお、受診に当たっては、武漢市の滞在歴があることを申告してください。

(その他)

- 今後とも、迅速で正確な情報提供に努めますので、国民の皆様への正確な情報提供に御協力をお願いします。なお、現場での取材は、患者の方のプライバシー保護といった観点からも、お控えください。

(参考) コロナウイルスとは

人や動物の間で広く感染症を引き起こすウイルスです。人に感染症を引き起こすものはこれまで6種類が知られていますが、深刻な呼吸器疾患を引き起こすことがある SARS-CoV（重症急性呼吸器症候群コロナウイルス）と MERS-CoV（中東呼吸器症候群コロナウイルス）以外は、感染しても通常の風邪などの重度でない症状にとどまります。詳細は、国立感染症研究所の情報ページをご参照ください。

○国立感染症研究所 人に感染するコロナウイルス

<https://www.niid.go.jp/niid/ja/from-idsc/2482-2020-01-10-06-50-40/9303-coronavirus.html>